

第2回 阿賀野市総合計画審議会 議事要旨

1 会議の概要

日 時：令和2年2月25日（火）午後2:00～午後3:00

場 所：阿賀野市役所 委員会室

出席者：荒木委員、加藤委員、佐久間委員、佐々木委員、武田委員、
塚田委員、堀委員、水野委員、八木委員、渡辺委員

2 議事概要

- (1) 阿賀野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間延長及び改訂について
- (2) 阿賀野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況の報告について
- (3) 「阿賀野市総合計画について（諮問）」に対する答申案について

3 主な意見

- (1) 阿賀野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間延長及び改訂について

【情報発信の強化・関係人口】

- 「関係人口」という言葉が出てきたが、どういう意味なのか。市民が阿賀野市をPRするということか。
- 観光などで訪れる交流人口とは異なり、仕事の勤務地であったなど何らかの関わりがある人、何かしらの形でその地域と関わりを持つ人のことである。（事務局）
- 私たちが市外へ行って、阿賀野市のことを話すということだけでは関係人口にはならないということか。
- その人が阿賀野市を知り、阿賀野市に何かしらの形で関わりを持つようになれば、関係人口になる。（事務局）
- 現在のフェイスブックの登録者数はどれくらいか。
- フェイスブックの現在のフォロワー数は1,060人となっている。（商工観光課長）
- シティセールスサポーターとはどういうものか。
- 首都圏におられる阿賀野市出身の方に委嘱して阿賀野市のPRをしていただいている。現在16名で首都圏ふるさと会の方がほとんどで高齢の方が多く、若者が少ないのが現状となっている。（商工観光課長）
- 総合戦略は平成26年の国の方針に沿って作ったもので、総合計画との関係性でいうと、総合計画はより大きな分野で、その中のより具体的な部分をピックアップして、目標値を設

定し進めていくのが総合戦略という考え方でよいか。

●おっしゃるとおり総合計画に総合戦略は包含されており、国の方針に沿う形で一部をピックアップしたものが総合戦略となっている。今回計画期間と目標値を合わせて、後期基本計画の計画期間の 4 年間は、総合計画と総合戦略を一体的に進捗管理することを考えている。(事務局)

●総合計画のうち具体的には、人口減少対策と地域経済活性化の 2 点をピックアップしているものが総合戦略となる。(事務局)

(2) 阿賀野市まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況の報告について

【多様な子育て保育サービスの充実】

○基本目標別の実施事務事業と進展状況の中で、「地域子育て支援拠点事業」は、どうして進捗状況が低下しているのか。

●この事業の成果指標は、特別保育利用者数であるが、基準値が 16,818 人である。これに対して実績が 10,333 人で基準値を下回っているため、低下という評価となっている。民間の保育園等に併設された子育て支援センターを利用している子供の数が年々減少している。各地区の保育園に併設された子育て支援センターが目標値に達していない状況である。(社会福祉課長)

○いろいろな施設があり、利用したいが利用できない人がいることは問題であると思うが、施設はあるが利用したい人が少ないということであれば、サービスは十分提供されているということであると思う。利用したいが利用できない子供がいるという状況ではないということではよいか。

●基準値は平成 27 年度の実績値であり、当時は阿賀野市の子育て支援センターにこにこもまだオープン前で、各地区の支援センターしかなかったが、その当時の実績値 16,818 人に対して、平成 30 年度が 10,333 人となり 6,000 人強減っている。利用したい人がいるのに、利用を断っているということではなくて、基準値設定当時と比べると、各地区の保育園併設型の子育て支援センターの利用者数が減っているということ。ちなみに、阿賀野市の子育て支援センターにこにこの平成 30 年度の利用者数は 18,000 人程度で、全体では子育て支援センター利用者数は減ってはいないと考えている。(社会福祉課長)

○特別保育とはどういう意味か。

●普段保育園などに行っていない子どもが預かってもらう一時預かりなどのことで、子育て支援センターは就園前の子ども、乳幼児とお母さんが過ごす場所ということで、特段の利用要件等を設けずに行きたいときに行くことができる。(社会福祉課長)

●通常の保育の時間以外の保育で、例えば延長保育や保育園に通っていない子が 1 日だけ預かってもらうといったことを総称して特別保育という。(事務局)

○一時預かり事業の成果は向上しているが、地域子育て支援拠点事業の成果は低下しているのはどうしてか。

●一時預かり事業では、保育園に正式な手続きをして一時的に預かってもらう特別保育利用者。地域子育て支援拠点事業における特別保育利用者数は、保育園として預かるのではなく、にこにこ以外の子育て支援センターが短時間預かるといったような特別保育利用者数である。(社会福祉課長)